



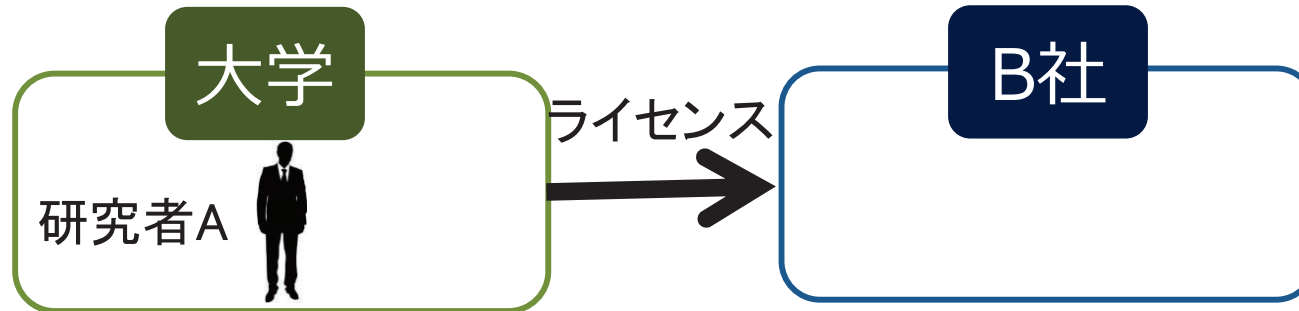
利益相反事例集

北海道大学

研究者の成果を、事業化して社会貢献しよう！

●研究者の成果を事業化するには、どのような方法があるか？

①大学が企業に対し、成果をライセンスし、事業化する方法



- ・以後企業のコントロールとなり、研究者Aの関与が十分ではなく、大学の知見が最大限活用されるか疑問

②研究者が大学を退職・起業して、事業化する方法



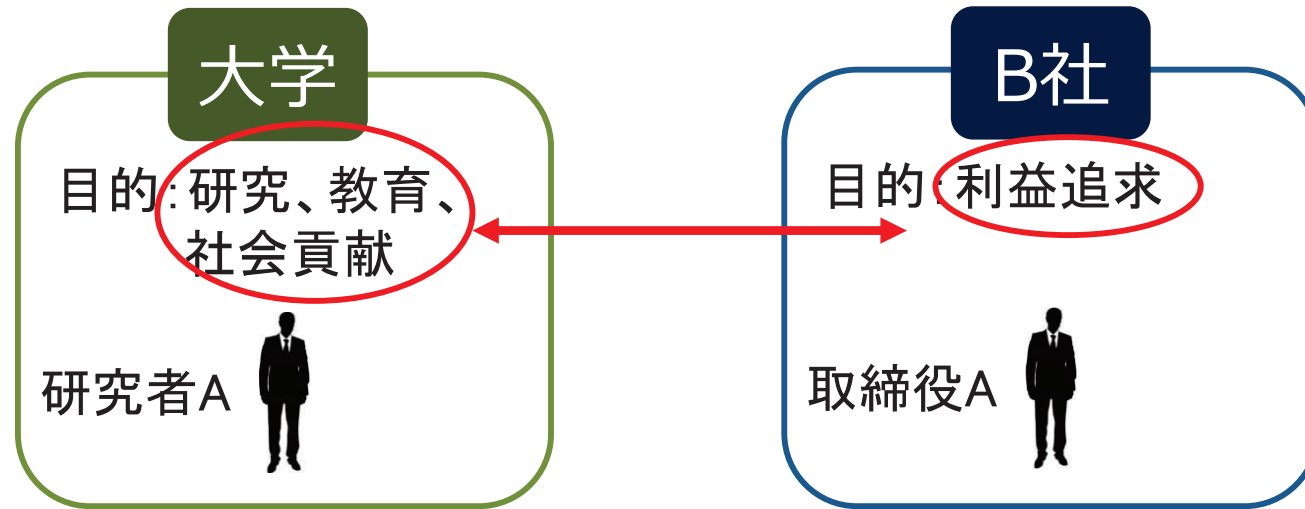
- ・研究者Aが十分に関与でき、大学の知見は最大限事業に活用可能
- ・研究者Aの大学退職のリスク

③研究者が兼業して、事業化する方法



- ・研究者Aの大学退職のリスクをヘッジしつつ、大学の知見を活用
- ・しかし、問題もある！
(→次ページ)

③研究者が兼業して、事業化する方法の問題点



大学と会社の目的は質的に異なる

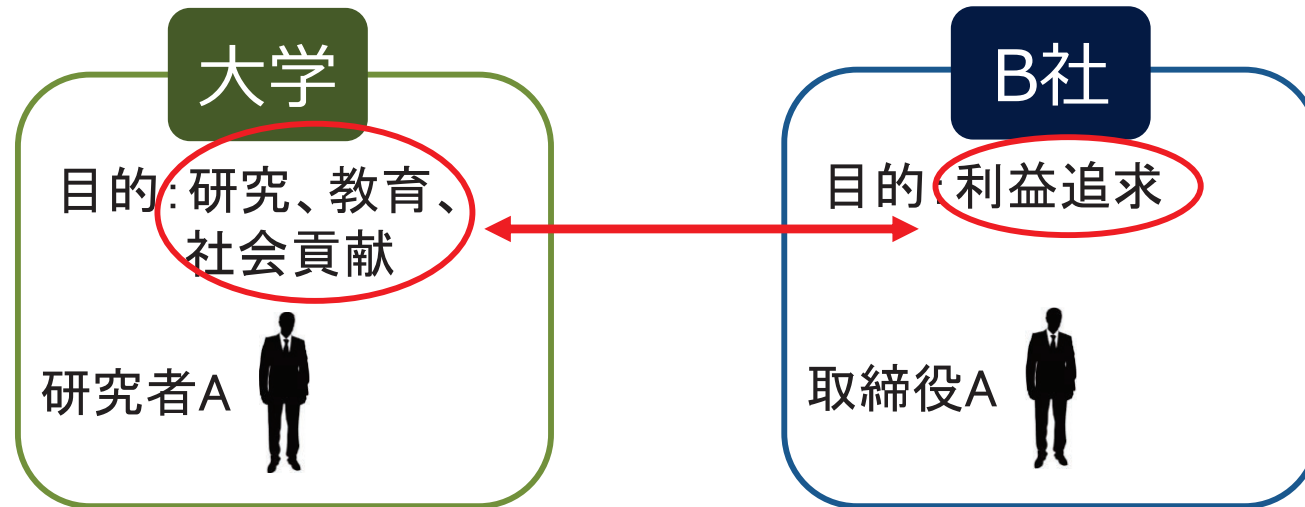


大学の「社会貢献」たる目的を実現すべく、兼業・起業を行い「利益追求」することで、大学の本来の目的である「研究、教育」の目的が疎かになる可能性が生じる

⇔利益相反(広義)の問題

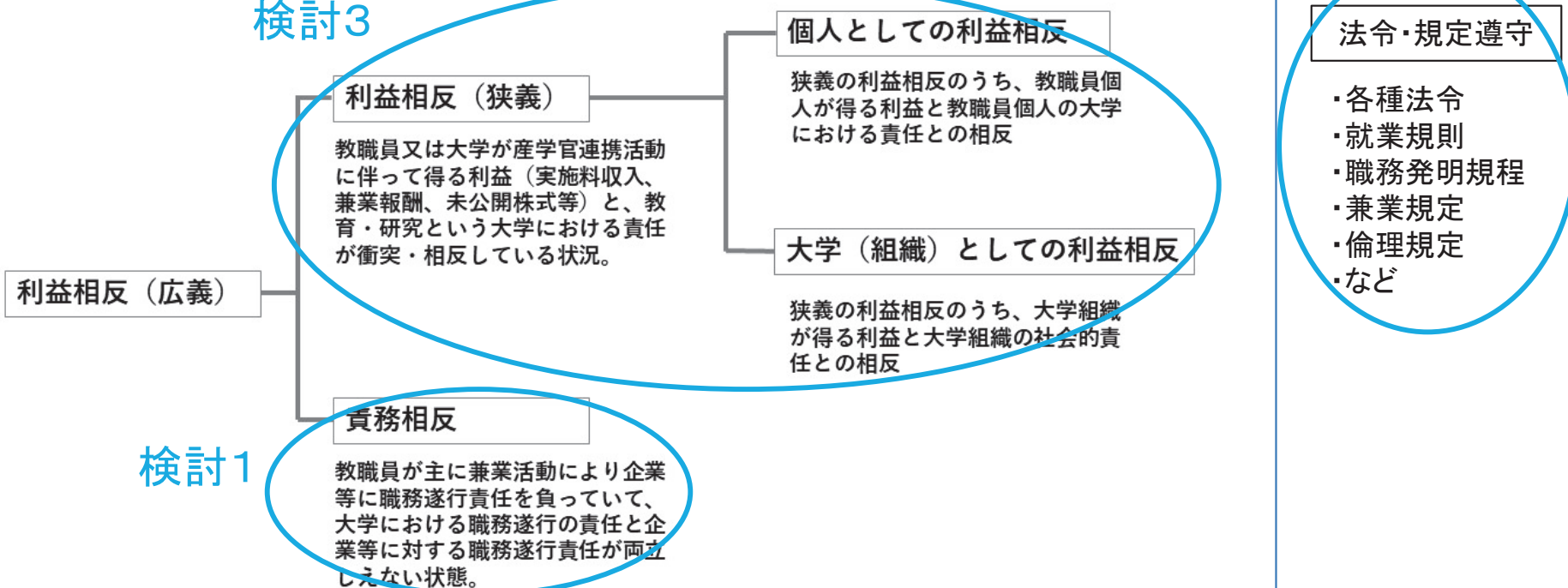
研究者が兼業して、事業化する場合の留意点

ー利益相反(広義)についてー



検討2

検討3



検討1

研究者が兼業して、事業化する場合の留意点

検討1

責務相反

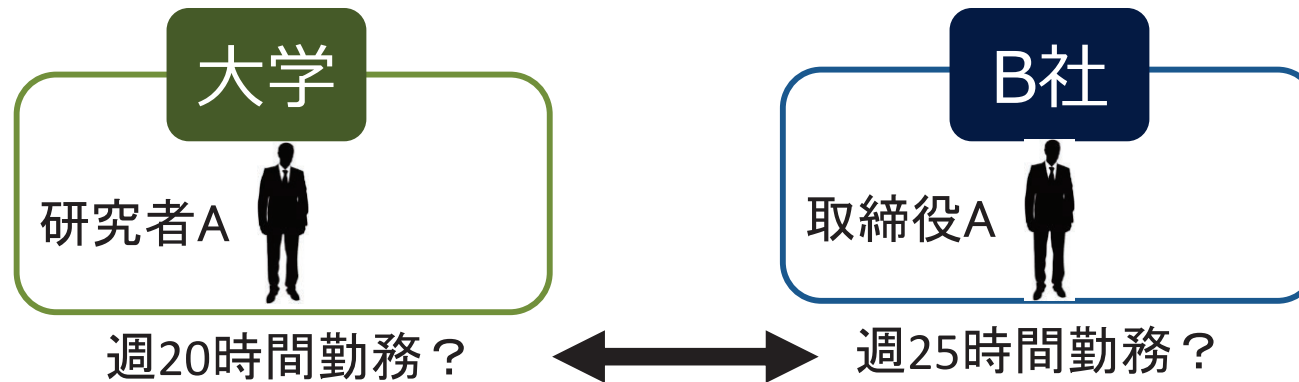
検討2

法令・規定遵守

検討3

利益相反(狭義)

検討1: 責務相反



✓ 責務相反とは、教職員が外部活動により、**大学で果たすべき義務**から注意がそがれたり、**多くの時間・創造力**をそがれたりすること。利益相反とは異なる概念。

【具体例】

教授会の欠席、講義の休講、論文・研究の進捗遅滞

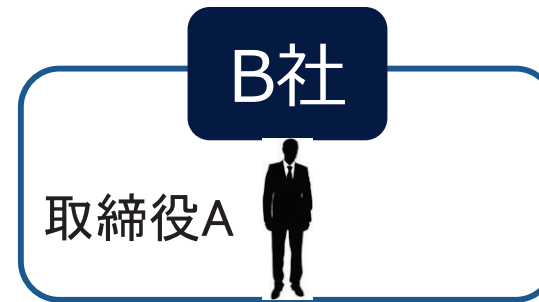
【ポイント】

- ・**労務の時間配分**
- ・状況は時々刻々変化するので、起業時だけでなく、**継続的チェックが必要**

検討2: 法令・規定遵守



〇〇法、〇〇規則、...



✓法令・規定は、研究者が兼業せずとも、当然に遵守すべきものである。兼業をすることにより、**各種法令・規定違反のおそれが高まる**ので、各研究者が、**特に注意して**、法令・規定遵守意識を有することが肝要である。

【具体例】

- ・研究、教育が疎かになっていないか？(**就業規則**)
- ・大学の職務発明を企業帰属にしていないか？(**職務発明規程**)
- ・正当な理由なく、「営業秘密」を大学企業間で流通させていないか？(**不正競争防止法**)
- ・取得した補助金を目的外利用していないか？(**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律**)

検討3：利益相反（狭義）



大学における責任

例：研究
教育

判断の正当性・客観性

VS



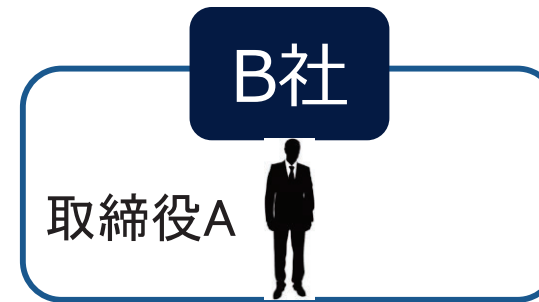
研究者が得る利益

例：株式
報酬

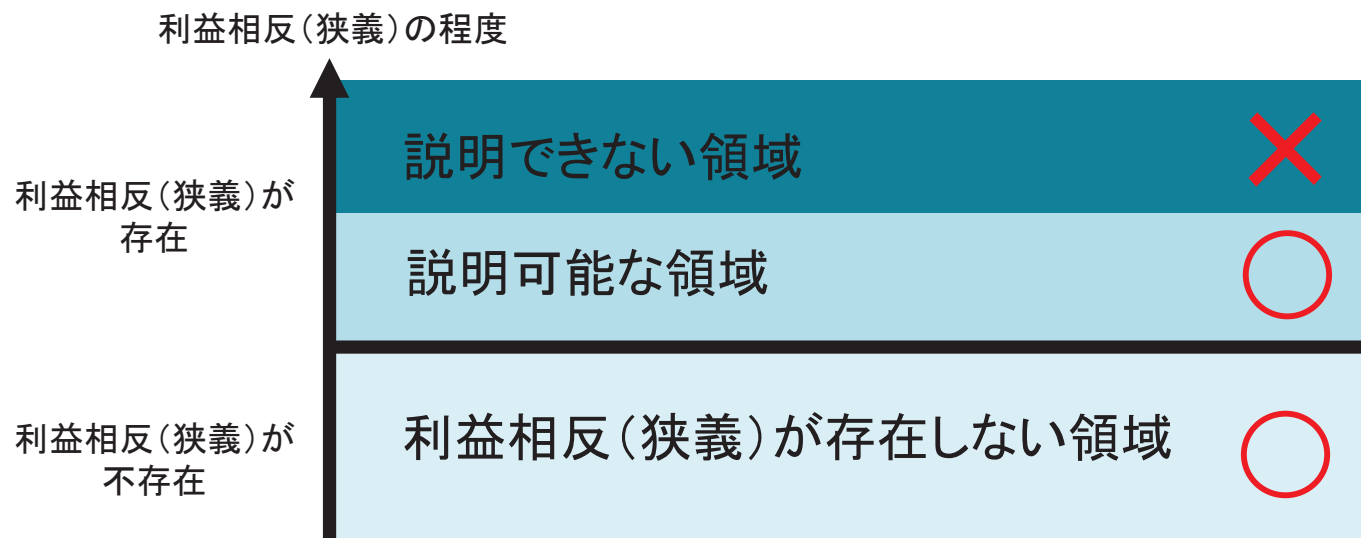
ライセンス収入

✓利益相反（狭義）は、研究者（大学）が得る利益と、大学における責任が衝突しうる状態（**大学で果たすべき義務や責任を遂行する上での判断に影響を与えうる状態**）をいう。

検討3：利益相反（狭義）



- ✓利益相反は、責務相反や法令・規定遵守とは、別の問題である。利益相反（狭義）自体が悪ではない。社会一般から問われた場合でも、利益相反の存在を認識しており、説明できることが重要である。
- ✓利益相反（狭義）に該当するかは、行為の必要性・正当性と、行為の相当性により判断される。



利益相反(狭義)Q&A事例集



- ・以下のQ&A事例集においては、設例中に特に指示がある場合を除き、大学に所属する研究者が、大学の成果を利用した企業(大学発スタートアップ)に所属し、同社から報酬を得る立場にある。
- ・各設問で問われる設例では、利益相反(狭義)の点からして、どのような点に留意する必要があるのか、検討されたい。

備考: 本学研究者が兼業を行う際は、事前に兼業の申請手続きを行い、許可を得る必要があります。本学研究者が自身の研究成果を活用した大学発スタートアップ企業を立ち上げ、役員に就任する場合も同様です。

Q1

研究者Aが大学から兼業許可を得て自身の研究成果を活用した大学発スタートアップ企業B社を立ち上げ、取締役役に就任した。研究者Aは、大学の立場ではなく、企業B社の取締役Aの立場で、独自の研究活動を実施することを考えている。この場合、利益相反マネジメントとして、どのようなマネジメントを行えばよいか。



A1-1: 企業Bでの研究活動の留意点

本設問のポイント

取締役Aが、企業B社で、独自の研究活動を実施する場合に、知的財産が生じることが想定される。取締役Aについては、大学における本務も研究活動であるため、知的財産が生じた場合の帰属が切り分けられなくなり、大学の職務発明規程違反に問われる可能性や、大学がB社に便宜を図っているのではないか？との、社会から疑念の目が向けられる可能性がある。

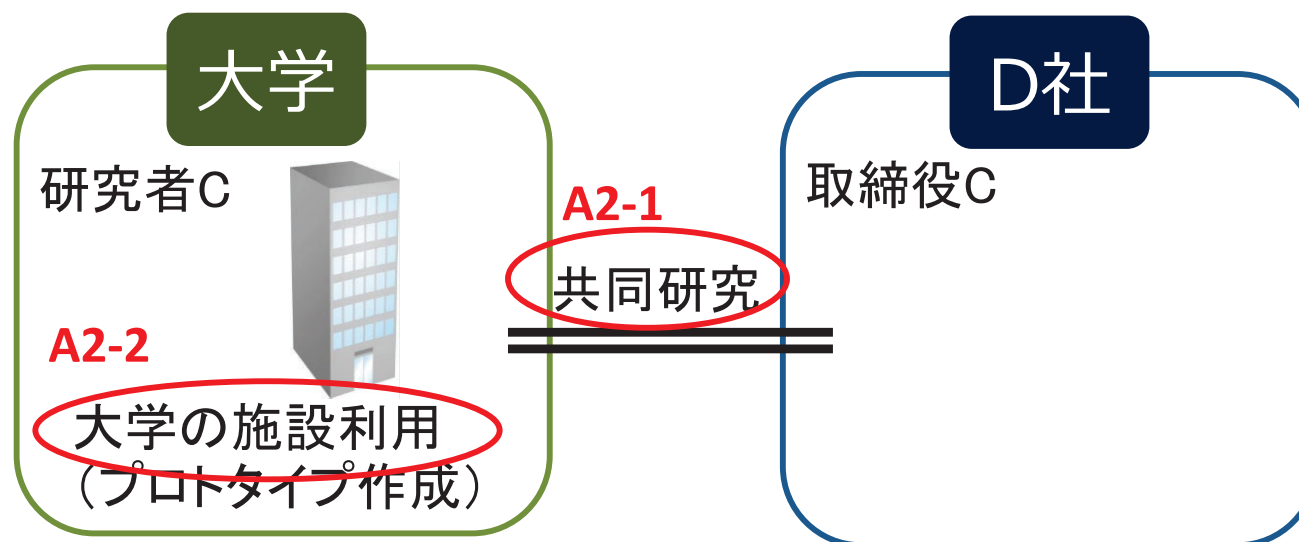
そこで、以下の留意点を大学・社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

マネジメントの留意点

知的財産が生じた場合の帰属が切り分けられなくなるため、研究者Aは、原則、大学研究者の立場で研究活動を行う(Q2及びA2-1参照)。B社では、大学の研究成果を社会実装するための職務を遂行する。

Q2

研究者Cが大学から兼業許可を得て自身の研究成果を活用した大学発スタートアップ企業D社を立ち上げ、取締役役に就任した。研究者Cは会社をコワーキングスペースに登録しているため、会社として事業化を進める場所がなく、研究者CはD社と共同研究契約を結び、研究室でプロトタイプ作成を検討している。この場合、利益相反マネジメントとして、どのようなマネジメントを行えばよいか。



A2-1: 共同研究の留意点

本設問のポイント

共同研究は、企業側から見れば、大学の成果を活用するものであり、かつ大学の研究室の利用を許容するものであり、研究者Cが報酬を得ているD社との共同研究については、大学がD社に便宜を図っているのではないかと、社会から疑念の目が向けられる可能性がある。

そこで、以下の必要性・正当性、および相当性を具備していることを社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

I 共同研究の必要性・正当性

D社でなければ大学の知見を具現化できず社会に貢献することができないなど、大学がD社と共同研究を行うことの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

II 共同研究の相当性

①契約手続は、研究者Cが関与しない形で適正に行われる必要がある。②共同研究の範囲、対価、知財、成果物が、Iで検討した必要性・正当性との関係で、大学の資産が一企業に不当に流出する内容となっていないかの検討が必要である。また、知財・情報のコンタミを防止するため、大学側（研究者Cは大学側）とD社側で、研究担当者を別個において、知財管理・情報管理を適正に行う検討も必要である。

A2-2: 大学の施設利用の留意点

本設問のポイント

大学の研究室は、大学の成果物・知財に接することができる場所であり、そのような場所を自身が役員を務めるD社として利用する場合、大学がD社に便宜を図っているのではないかと、社会から疑念の目が向けられる可能性がある。

そこで、以下の必要性・正当性、および相当性を具備していることを社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

I 大学施設利用の必要性・正当性

D社が大学の研究室を利用しなければ大学の知見を具現化できず社会に貢献することができないなど、D社が研究室を利用することの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

II 大学施設利用の相当性

①大学の定める利用手続は適正に行われる必要がある。②研究室の利用が、外部利用者との比較において低額で利用されているとか、消耗品の経費負担をしていないとか、全ての情報に接することが可能となっているとか、大学の犠牲の下でD社に便宜を図っているとみられる状態となっていないかの検討が必要である。

Q3

研究者Eは研究室の卒業生を代表取締役としてF社を立ち上げた。研究者Eは株主として半数以上の株を持ち、兼業は行わず株主としてF社に関わることにした。研究者Eは自身が競争的研究費等を獲得して機材(機材G)を購入し、研究者Eのノウハウにより機材を改良して研究活動を行っていた。機材Gを使用してできたプロダクトは企業からの引き合いが多く、F社でプロダクト開発を行うことにした。そこで研究者EはF社のHPに、この機材を使用したプロダクト開発の受注業務内容を記載した。この場合利益相反の観点からどのようにマネジメントしたらよいのか。



A3-1: 株式保有の留意点

本設問のポイント

I マネジメントの留意点

Eは、兼業をしていないものの、F社の株式を保有することで、F社の意思決定に関与し、かつF社から利益還元を受ける立場にある。したがって、Eの個人的利益と、Eの大学における責任が衝突しうる状態にあるといえ、兼業の場合と同様に、利益相反マネジメントの対象となる。

II 株式保有の手続

株式保有の申出など大学への手続を適正に行う必要がある。

A3-2: HP記載の留意点

本設問のポイント

I 機材Gの所有権及び管理権の所在

機材Gは、大学が競争的研究費で購入しており、大学が所有権及び管理権を有する機材である。

II F社ホームページの記載

「機材Gを用いて、受託業務可能です！」との記載は、あたかも、F社が機材Gの所有権を有するか、又は、F社が機材Gを自由に利用可能であると認識させる表示であり、同表示は、事実と異なる表示であり、削除する必要がある。

なお、F社が機材Gを利用する何らかの権限を有していたとしても、やはり、機材Gの所有権及び管理権が大学に帰属する以上、F社が機材Gを自由に利用可能であると認識させる表示は削除すべきである。

A3-3: 大学の機材利用について

本設問のポイント

機材Gは、大学の資産であり、大学の本来の目的である研究・教育に用いることが想定されている。そうすると、そのような機材Gを自身が株主を務めるF社が利用する場合、大学がF社に便宜を図っているのではないかと、社会から疑念の目が向けられる可能性がある。そこで、オープンファシリティ登録を行うか、そうで無い場合、以下の必要性・正当性、および相当性を具備していることを社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

I オープンファシリティ登録

利益相反マネジメントの対象となる研究において機材が購入された場合、同機材の利用ルール・利用料金が明確に定められているオープンファシリティ登録制度を活用することで、利益相反の状態を社会に対して説明可能な状態とすることができるので、その活用が推奨される。

<https://www.gfc.hokudai.ac.jp/system/openfacility>

II オープンファシリティ登録を利用しない場合の留意点

i 大学の機材利用の必要性・正当性

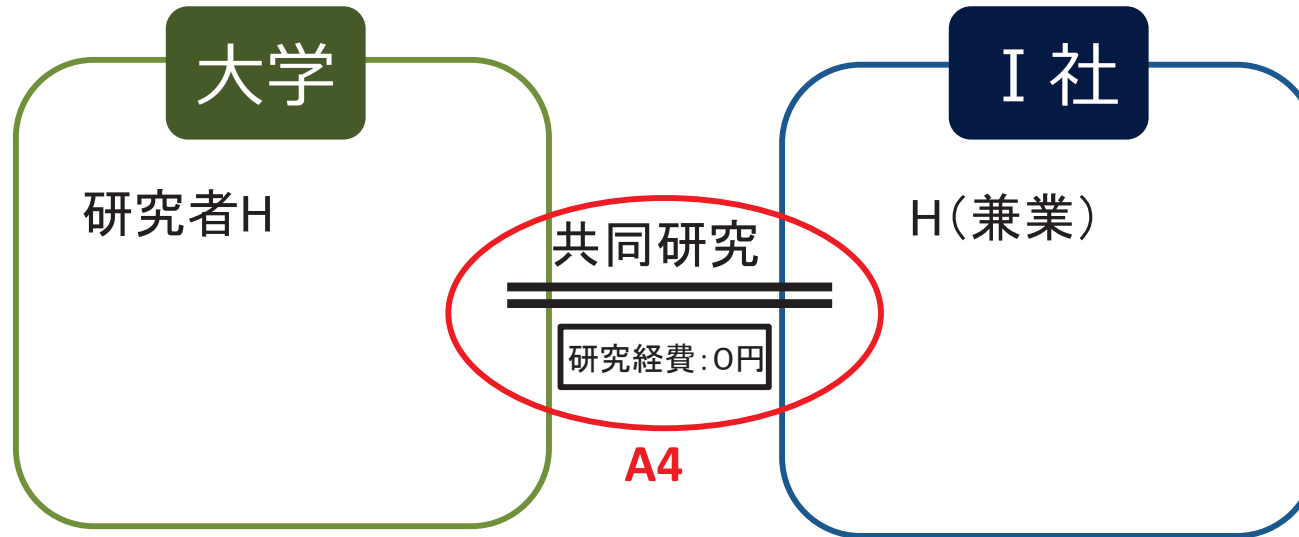
F社が機材Gを利用しなければ大学の知見を具現化できず社会に貢献することができないなど、F社が機材Gを利用することの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

ii 大学の機材利用の相当性

①適正な手続きの下、適正な利用料の支払いが必要がある。②機材の利用が、外部利用者との比較において低額で利用されているとか、消耗品の経費負担をしていないとか、学生の利用に支障がでているとか、大学の犠牲の下でF社に便宜を図っているとみられる状態となっていないかの検討が必要である。

Q4

研究者Hは自身の研究成果を事業化するため、大学から兼業許可を得て大学発スタートアップ企業I社を立ち上げ、兼業に従事している。I社は研究者Hと共同研究の実施を検討し、共同研究の届けを大学側に行った。大学側への契約書には必要経費等の計上がなく研究経費0円で、研究員受入れの経費である研究料一人分の金額のみ記載であった。この場合どのような利益相反マネジメントが必要となるのか。



A4: 共同研究の留意点(研究経費0円の点)

本設問のポイント

I 一般的な共同研究の留意点

A2-1と同様である。

II 研究経費0円の点

共同研究は、企業側から見れば、大学の成果を活用するものであり、かつ大学の研究室、その他設備の利用を許容するものであり、研究者Hが報酬を得ているI社との共同研究について、研究経費を0円とすることは、大学がI社に便宜を図っていると、社会から強い疑念の目が向けられるものである。

そこで、研究経費を0円とせず、共同研究の性質・内容を考慮した適正な研究経費を検討すべきである。

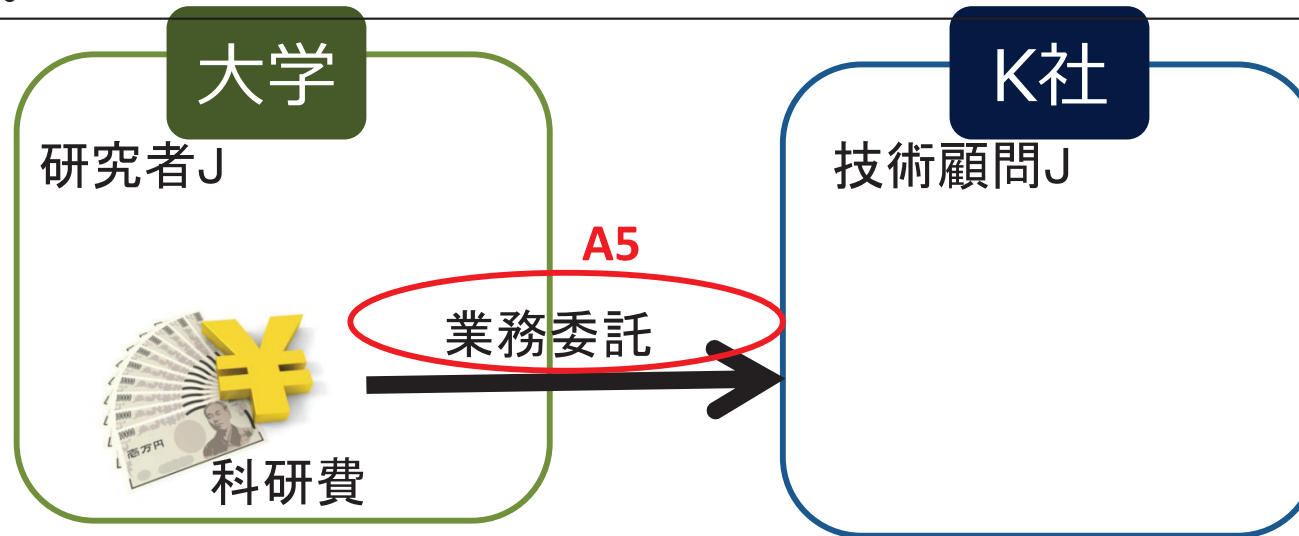
III 特殊な事例(I社から物品の提供を受けていたケース)

I社から物品の提供を受けていた場合であっても、研究費を0円とすべきではない。

なぜならば、①物品の提供を受けるプロセスと(物品の価値を評価して購入又は贈与を決定するプロセス)、②共同研究のプロセスは、各々別個の適正な手続きを経るべきだからである。

Q5

研究者Jは自身の研究成果を事業化するため、大学から兼業許可を得てK社を立ち上げ、技術顧問として報酬を得ている。研究者Jが採択された科研費で研究のために業務委託を行いたいと考えている。利益相反マネジメントの観点からどのようなことに留意する必要があるのか。



A5: 自身が報酬を得る企業への業務委託

本設問のポイント

I 業務委託の必要性・正当性

科研費により、自身が報酬を受領するK社に業務委託することは、公的資金を自己の利益のために流用しているのではないか？と、社会から強い疑念の目が向けられるものであり、原則、このような行為は控えるべきである。ただし、特段の事情があり、例外的に、これを行う場合、K社に業務委託することの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

II 業務委託の相当性

①形式的な相当性

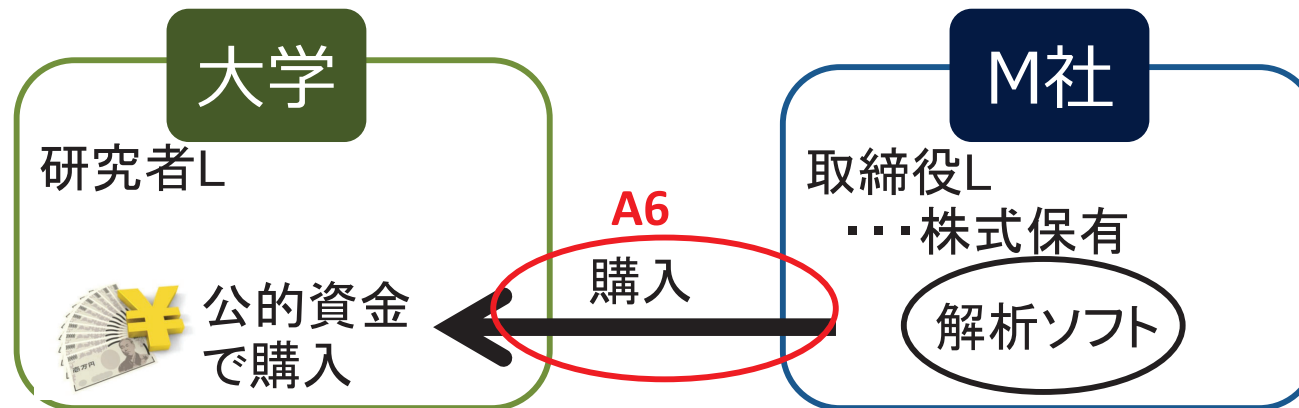
大学の定める利用手続は適正に行うべきである。購入・委託金額によらず、自身が報酬を受ける企業との取引であるときは、必要性、妥当性、正当性を説明可能な状態にしたうえで、調達課に購入依頼の手続きをすべきである。

②実体的な相当性

研究者Jとして、業務委託先の妥当性、業務委託額の妥当性、成果物の権利の帰属など業務委託契約の実体的な妥当性を検討すべきである。

Q6

研究者Lは大学から兼業許可を得て自身が出資者となったM社を立ち上げ、取締役として報酬を得ている。研究者LはM社から販売されている解析ソフトを自身の研究でも使用したいと考え、公的資金での購入を検討している。



A6: 自身が報酬を得る企業からの物品の購入

本設問のポイント

公的資金により、自身が報酬を受領するM社から解析ソフトを購入することは、公的資金を自己の利益のために流用しているのではないかと、社会から強い疑念の目が向けられるものであり、原則、このような行為は控えるべきである。

しかし、特段の事情があり、例外的に、これを行う場合、以下の必要性・正当性、および相当性を具備していることを社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

I 解析ソフト購入の必要性・正当性

M社の解析ソフトを使用しなければ大学の知見を具現化できず社会に貢献することができないなど、大学がM社から解析ソフトを購入することの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

II 解析ソフト購入の相当性

①形式的な相当性

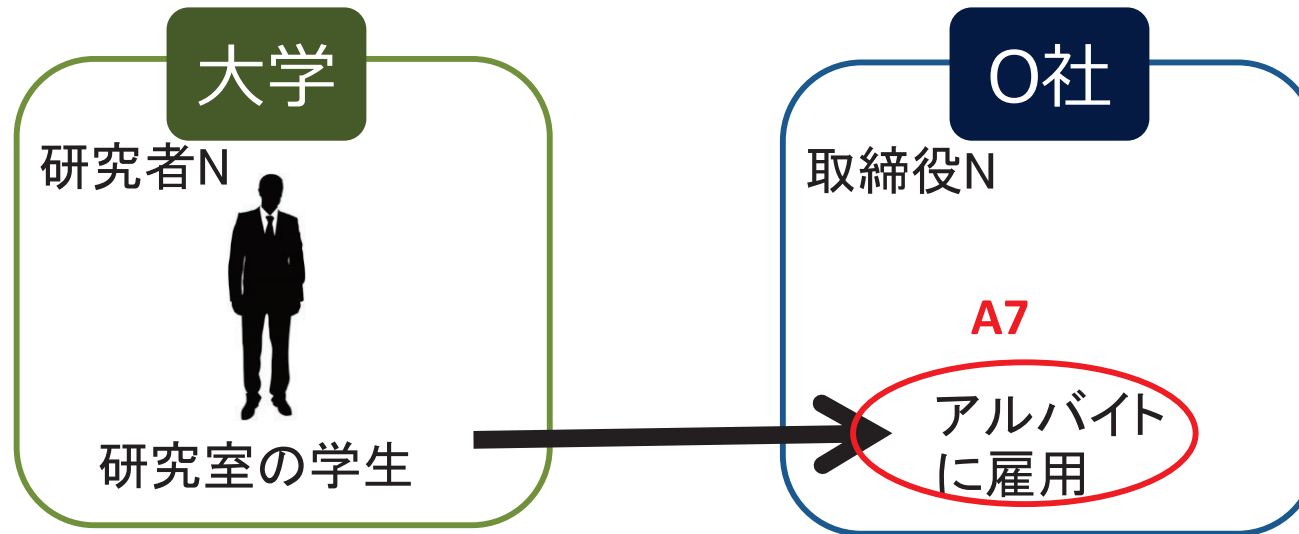
大学の定める利用手続は適正に行うべきである。購入・委託金額によらず、自身が報酬を受ける企業との取引であるときは、必要性、妥当性、正当性を説明可能な状態にしたうえで、調達課に購入依頼の手続きをすべきである。

②実体的な相当性

研究者Lとして、解析ソフト購入先の妥当性、購入額の妥当性、ソフトの利用可能範囲・ソフトを利用した結果物の権利の帰属などソフト利用契約の妥当性を検討すべきである。

Q7

研究者Nは大学から兼業許可を得て大学発スタートアップ企業であるO社の取締役役に就任し、研究の事業化を行っている。N社での事業化にあたり、人手が足りなくアルバイトを雇用することにした。このアルバイトを自身の研究室に所属する学生にお願いすることとなった。利益相反マネジメントの観点から問題はないのか。



A7: 大学からのアルバイト雇用の留意点

本設問のポイント

大学内では、大学の教員は、学生に対し、成績評価等をする強い立場にあることから、Nが報酬を得るO社で、研究室の学生をアルバイトとして雇用させることは、学生の労働力を不当にO社が活用しているのではないかと、社会から疑念の目が向けられるものであり、以下の必要性・正当性、および相当性を具備していることを社会に対し説明可能な状態としておくことが肝要である。

I アルバイト雇用の必要性・正当性

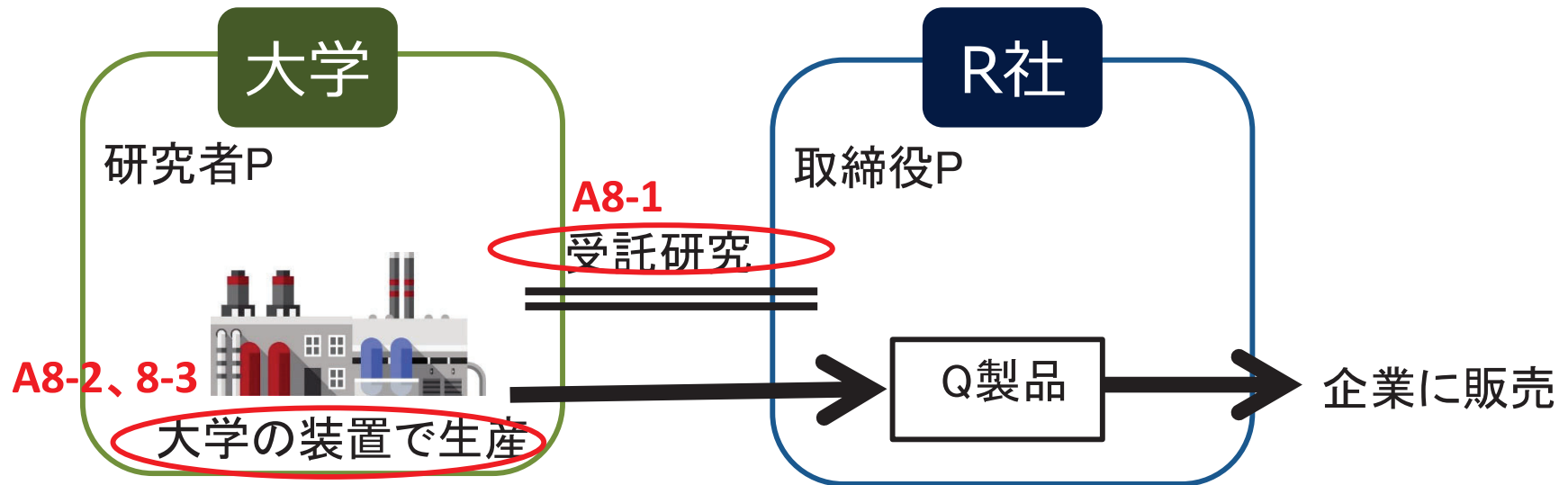
研究室の学生の知見を活用することの必要性・正当性を説明可能な状態とすることが肝要である。

II アルバイト雇用の相当性

第一に学生の自由な時間を拘束するものであるため、学生の自由な意思決定に基づくものでなければならない。第二に、実質的に、学生の犠牲の下に、O社が利する内容となっていないか(長時間労働制、重労働性、バイトから知財が出た時の取り決め、対価の妥当性)の検討が必要である。

Q8

研究者Pは大学から兼業許可を得て自身の特殊技術を用いたQ製品を生産するR社を立ち上げ、取締役役に就任している。R社はこの研究者Pの特殊技術を売りに企業と契約を結び、Q製品を納品する予定である。Q製品は大学の装置を使わないと生産することができないため、R社と受託研究契約を結びたいと考えている。



A8-1: 受託研究の留意点

受託研究の一般的留意点は、A2-1と同様である。ただし、共同研究の場合と異なり、受託研究の場合、研究を実施するのは大学側のみである。

A8-2: 大学の機材利用の点

大学機材利用一般的留意点は、A2-2、A3-3と同様である。ただし、共同研究の場合と異なり、受託研究の場合、研究を実施するのは大学側のみである。

A8-3: 大学の装置を利用しての企業の生産活動

本設問のポイント

大学の機材を利用して企業の生産活動を行うことはできない。